

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的に、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、以下の関係要綱等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知。）
- (2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（令和2年6月16日付け厚生労働省医政第1号・健発第6号・薬生発第65号厚生労働事務次官通知。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和2年6月16日付け事務連絡厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局総務課連名通知。）
- (4) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は令和2年4月1日以降に別紙実施要綱に基づき補助事業者が実施する事業とし、基準額、対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額等)

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の申請)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

事業の区分	添付書類	様式
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 事業結果報告書	(様式1)
	(2) 経費の精算根拠が確認できる書類	
	(3) 誓約書	
	(4) 役員名簿（法人の場合）	

	(5) その他知事が必要と認める書類	
ii) 補助金の交付申請の日 において未了である事業	(1) 事業計画書	(様式2-1) (様式2-2)
	(2) 誓約書	
	(3) 役員名簿	
	(4) その他知事が必要と認める書類	

(交付条件)

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産（以下、「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。
- (4) 前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式3により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業の中止等)

第6 補助事業者は、前条第1号の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式4)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、事業の完了の日から起算して25日を経過した日(第5第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日の翌日から起算して25日を経過した日)又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式
第4条の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に該当する事業は含まない。)	(1) 事業結果報告書	(様式1)
	(2) 経費の精算根拠が確認できる書類	
	(3) その他知事が必要と認める書類	

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第8 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(補助金等の交付)

第9 規則第16条の規定による補助金等交付請求手続は省略することができる。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<ul style="list-style-type: none">・ 病院 2,000,000円 + 50,000円×病床数・ 有床診療所 (医科・歯科) 2,000,000円・ 無床診療所 (医科・歯科) 1,000,000円・ 薬局、訪問看護ステーション、助産所 700,000円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10